

議第 2 号議案

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び桐生市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。

平成 29 年 3 月 14 日

提出者 桐生市議会
合併及び地域政策調査特別委員会
委員長 周 東 照 二

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例

桐生市議会基本条例(平成25年桐生市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「集中審議」を「審議」に改める。

第28条第2項を次のように改める。

- 2 会派又は議員は、政務活動費に係る収支報告書を桐生市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により、公開します。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

議 案 説 明

議第2号議案 桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

政務活動費に係る収支報告書を公開するとともに、規定の整理を行うため、所要の改正を行おうとするものです。